

4 M変更申請の徹底に関するお願い

各取引先様へは、予てより4M変更に関する申請のお願いをさせていただいておりますが、改めて、下記の変更が生じる場合には、事前に弊社まで書面による申請の徹底をお願い致します。

※弊社が申請内容を確認する期間を考慮し、概ね6カ月前までに申請をお願い致します。

《変更申請の対象は以下の通りです。》

- ①作業従事者の変更
- ②製造・試験設備の変更（設備の新設・更新・増設、金型変更など）
- ③方法の変更（QC工程図・加工方法・作業方法・試験方法など）
- ④材料の変更（材料・部品の製造元または購入先の変更を含む）
- ⑤その他の変更（製品の内製化/外注化、過去に発生した不具合対策の変更など）

判断に迷う場合は、弊社各工場の購買担当者までお問合せください。

併せて、貴社へ部品などを納入される取引先様に対しても、同じ視点で変更箇所のチェックをお願い致します。